

議案第 35 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 11 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第17項中「第10項，第14項から第18項まで，第20項，第21項，第25項，第28項，第32項から第36項まで，第39項，第40項若しくは第44項」を「第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第35項まで，第38項，第39項，第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き，この条例による改正後の調布市都市計画税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和4年度分までの都市計画税に

については，なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の条例附則第 1 7 項の規定の適用については，同項中「，第 4 3 項若しくは第 4 6 項」とあるのは，「若しくは第 4 3 項」とする。